

令和3年度

第2回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年5月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第2回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について (一時転用)	3件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	8件
議案第7号	農業委員会事務の実施状況等の公表について	(別冊)
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	15件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	44件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第4条)	1件

<出席委員> (16名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	槁本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	17番	高橋芳和

<欠席委員> (1名)

16番 市原律子

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前9時15分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第2回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号5番 清宮 恵理子 委員
議席番号6番 橋本 泉 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

本案件は、次の第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

お手元の資料は1ページから7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都品川区に本店の所在する法人が、義務者であります緑区平川町に在住の方と緑区高田町の方が所有する緑区平川町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、当該法人は平成28年から、大分県宇佐市において、施設栽培・果樹栽培・露地栽培を実施しており、現在は埼玉県加須市においても、わさび栽培を室内多段式にて行っております。

また、今回のいちご栽培従事者は、以前法人が香港にて、いちご栽培を行っていた際の提携先である果樹農園で施設栽培・果樹栽培・出荷作業、販売の経験を積むとともに、研修を受講してま

いました。

また、事業の運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、権利者法人と代表者が同一である法人における収益で賄う予定とのことです。

将来においては、規模拡大を視野に安定経営を目指すとともに、若手生産者の研修を促進する取り組みも行っていきたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、いちごを予定しております。

議案書の2ページをご覧ください。

次に第3項です。

お手元の資料は8ページから16ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区新千葉に本店の所在する法人が、義務者であります千葉県市原市に在住の方外6名の方々が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ししとう、ピーマン、水稻を予定しております。

議案書の3ページをご覧ください。

次に第4項です。

お手元の資料は17ページから20ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻、落花生、人参、サツマイモを予定しております。

事前審査第2班としましては、議案第1号各項について、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、議案第1号第1項及び第2項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等にも適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>まず第1項及び第2項について、権利者である法人はイチゴの施設栽培を行うとのことで、農政センター又は千葉県農業事務所から側面的な支援をお願いしたいと要望します。 2点目ですが、第3項について一昨日現地を確認したところ、遊休農地化しています。権利者が所有する器具としてフォークリフト2台、包装機器2台、トラクター1台とありますが、これらは椎茸を栽培する器具だと思えます。水田を利用した米作りをする上では田植え機、刈り取り用のコンバイン、乾燥機、粃摺り機が必要になりますが、農業経営実施計画書にもそれらの器具を貸借する等の記載がありません。この遊休農地化している申請地でどのような農業を行う予定なのでしょうか。 3点目ですが、第3項について今回取得しようとする土地は土地改良事業を行っていません。この権利者は大木戸町で大規模な椎茸栽培を行っているにもかかわらず、どのような目的で経営規模を拡大するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、耕作で使用する農業器具の手配方法については確認が取れておりません。当該法人が八街市等で農地を所有して大木戸町で椎茸を栽培していますが、まだ水田は所有していないため、これから必要な農業器具を備えていくものと思われまます。 次に経営規模を拡大する目的については、当該法人が将来的に越智町での規模拡大を検討していて、地元の不動産業者からの紹介で当該農地を取得することになりました。これらの農地を有効に活用することで、地域の信頼を得て、規模を拡大していきたいという旨を聞いております。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>第3項については事業者の構成員に外国籍の方が多いことから、特に地域調和要件を満たすことについて事業者に周知する等の対応をお願いします。</p>
<p>清宮職務代理人</p>	<p>第1項及び第2項について、パートの方の人件費が時間単価800円となっています。また、経費計画に利息等が計上されていませんが、問題ないのでしょうか。</p>

事務局	<p>時間単価の件ですが、当該法人に確認したところ誤って800円と記載してしまったとのことです。現在千葉県の最低賃金は時間単価925円で、当該法人は時間単価1,000円で検討しているとの回答を受けております。</p> <p>また、当該法人の代表者の方が人づくり・地域貢献を目指して複数の法人を設置しており、経営が軌道に乗るまでは収益を得ている会社からの資金でやっていくとのことです。利息等については参入が決定後に書面にするとの回答を頂いております。</p>
清宮職務代理人	<p>第3項について、事業者の構成員に中国系の方が多くみられ、少なくとも1人は日本語が話せる方がいなければ地域調和要件を満たすことは難しいと思われまます。このためそうした体制を整える旨を要望します。</p>
秋庭委員	<p>第4項について、贈与のために所有権を移転するとのことです。子に贈与するのが一般的だと思われまますが、高齢の方に贈与するというのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>権利者の後継者は息子さんで、現在当該農地の耕作を手伝っています。また、権利者と義務者との関係は夫婦ではありませんが親族であり、親族間で贈与するとのことです。</p>
清宮職務代理人	<p>第1項及び第2項について、3億円を借り入れるとのことです。実際に借入先にそれだけの資金があるか、残高証明書などで確認をされていますか。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請に関しては、権利者や借入先の財務諸表の提出は受けておりません。先日の事前審査会において関係者にヒアリングを行ったところ、親会社の売上は約100億円であり、人づくりを進めるためにイチゴ栽培を始め、その資金は売上から提供する、とのことでした。</p>
清宮職務代理人	<p>では、借入先の経営は順調なのですか。</p>
事務局	<p>経営は順調で、さらに保育園等の経営もされていて食育も進めていきたいと聞いております。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>いずれにしても口頭での確認だけでなく、借入先の残高証明書ぐらいは受理すべきではないかと思えます。申請を受理する際にその点について踏み込んで確認した方がよいと考えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>残高証明書の提出は法的に定めはございませんが、今回事務局としても口頭のみでは不十分と感じたため、決算報告書の提出をお願いし、その決算報告書にて資金に余裕があることを確認しております。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>わかりました。この件に限らず資金面については今後ある程度シビアに確認することが大切だと考えます。</p> <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案第2号ですが、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。 第1項です。 本案件は第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料は21ページから23ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、貸資材置場用地とするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約700メートル</p>

	<p>に位置する農地です。</p> <p>農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に特別支援学校と病院があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>現況は畑で、周辺は農地と事業所が混在しております。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準である、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号第1項及び第2項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号第1項及び第2項については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料は24ページから26ページをご参照ください。</p>

	<p>資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、京成おゆみ野駅から西に約1.1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。 被害防除は、隣接農地沿いに土盛りを行うとともに、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号については許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>

<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の6ページから7ページをご覧ください。 第1項から第3項は一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>併せて、資料の27ページから29ページをご覧ください。</p> <p>本件は、議案書の備考欄にございますように、平成30年9月11日付で当初一時転用許可した案件です。 今回、事業計画区域のエリア拡大に伴い、期間の更新をしたいというものです。</p> <p>権利者である緑区誉田町に所在する法人が、申請地に近接する山林で林地開発を実施するにあたり、畑3筆の一部、計2,321平方メートルについて、一時的に「工事用搬入路」として使用していたものです。</p> <p>今回、林地開発区域のエリア拡大に伴い、開発行為期間の変更が千葉県より許可されたことから、併せて、一時転用許可期間についても更新をするものです。 「転用期間は令和6年6月16日まで」です。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>楢本委員</p>	<p>林地開発の具体的な内容は残土処分場でしょうか。また、3年間一時転用期間を延長するとのことですが、林地開発の見通しについて教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず林地開発の内容は建設残土の埋め立ての他、伐採・伐根をするというもので、将来的には芝生の養生施設として使用する目的で開発中です。また、林地開発の見通しは現時点では不明ですが、原則として一時転用は3年以内で、今回は止むを得ず期間の延長となりますが、再度の延長は認められない旨事業者に説明済みです。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>事業者からは、トラックの通行路については農地にかからないよう別のルートで確保する方向で更新期間中に対応するとの話を受けております。</p> <p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の8ページをご覧ください。 第1項です。 埼玉県鶴ヶ島市に在住の方が所有している、花見川区千種町の畑1筆、面積1,788平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和3年4月26日の現地調査により、藤代推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>第2項です。 中央区星久喜町在住の方2名が所有している、同町の畑2筆、合計面積947平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和3年4月28日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (長谷川班長)</p>	<p>ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の9ページをご覧ください。 第1項は、八千代市大和田在住の農家の方が、花見川区横戸町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積786平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は1年、権利者の作付品目は「トマト、ピーマンなど」です。 義務者の意向で設定期間は1年ですが、耕作状況に問題がなければ、貸借を継続する予定とのことです。</p> <p>第2項から10ページの第4項までは、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同区谷当町在住の方、他2名が所有する同町の畑4筆、合計面積2,116平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利</p>

者の作付品目は「さといも、さつまいも、落花生」です。

次に、11ページをご覧ください。

第5項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同区板倉町在住の方が所有する同町及び同区小山町の田4筆、合計面積5,379平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第6項は、若葉区大草町在住の農家の方が、同区富田町在住の方が所有する同町の畑1筆の一部、面積3,000平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年10ヶ月、権利者の作付品目は「長ネギ」です。

次に、12ページをご覧ください。

第7項から第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区大宮台在住の農家の方が、稲毛区黒砂台在住の方、他1名が所有する若葉区大宮町の田3筆、御殿町の畑1筆、合計面積3,414平方メートルに使用貸借権または賃借権を新たに設定するもので、設定期間は第7項が5年、第8項が2年で、権利者の作付品目は「リーフレタス、ナス、ブロッコリー」です。第7項の申請土地は地目が田ですが、育苗用に供するとのことです。

第1項から第8項の合計面積は、14,695平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1項から第8項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長
(長谷部会長)

議場	<p style="text-align: center;">———— 質問・意見等 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">———— 挙 手 ————</p>
議場	<p>賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定いたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>次に、議案7号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>別冊の議案書1ページをご覧ください。 議案第7号 農業委員会事務の実施状況等の公表についてですが、農業委員会における令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。</p> <p>議案書別冊の7ページをお願いします。 はじめに、別紙様式2として、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」からご説明させていただきます。 Iの「農業委員会の状況」については、1の「農業の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」に記載のとおりです。</p> <p>8ページをお願いします。 IIの2「担い手への農地の利用集積・集約化」です。 1の現状及び課題は、記載のとおりです。 2の令和2年度の目標及び実績ですが、集積面積514.51ヘクタールの目標に対して、実績は565.27ヘクタール、うち新規実績は60.76ヘクタール。達成状況は110%となっています。 3の目標達成に向けた活動は記載のとおりです。 4の目標及び活動に対する評価ですが、まず、「目標に対する評価」については、認定農業者、新規就農者ともに増加し、集積目標を達成できたとしており、「活動に対する評価」は、概ね計画どおり</p>

実施できたとしています。

次に9ページをお願いします。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1現状及び課題」は、記載のとおりです。

次の2の「令和2年度の目標及び実績」は、参入目標8経営体に対して、参入実績が14経営体、達成状況は175%となっています。また下段の参入目標面積5.6ヘクタールに対して、参入実績面積は11.7ヘクタール、達成状況は209%となっています。

続いて3の「目標の達成に向けた活動」は、記載のとおりです。

次の4の「目標及び活動に対する評価」のうち、「目標に対する評価」ですが、経営体数、面積ともに達成することができています。また、「活動に対する評価」は、概ね計画どおり実施できたとしています。

次に、10ページをお願いします。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、1の現状及び課題は記載のとおりです。

次に、2の「令和2年度の目標及び実績」ですが、10haの目標に対して、実績が4.3ヘクタール、達成状況は43%となっています。

3「2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりです。

次に4の「目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、目標となる面積は達成できなかったが、昨年度に引き続き遊休農地の割合は低い割合となっているとし、また、「活動に対する評価」ですが、農業委員・農地利用最適化推進委員とともに現地調査に臨んだ結果、効率的に調査が進められた、としています。

次に、11ページをお願いします。Ⅴの「違反転用への適正な対応」ですが、1の「現状及び課題」は記載のとおりです。

2の令和2年度の実績ですが、実績2.11ヘクタールで、1.07ヘクタールの減少となっています。

続いて3の「活動計画・実績及び評価」ですが活動計画及び活動実績については、記載のとおりです。活動に対する評価は、パトロールの強化等により違反防止と早期発見に努め、違反面積は減少した、としています。

次に、Ⅵの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点

検」です。

「1 農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数が60件で、すべて許可となっています。

表の点検項目及び具体的な内容については、記載のとおりです。

次に、「2 農地転用に関する事務」ですが、1年間の処理件数は164件で、表の各点検項目及び具体的な内容については記載のとおりです。

次に、13ページをお願いします。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、表の点検項目の上段の農地所有適格法人からの報告についての右側の欄の実施状況について、上から管内の農地所有適格法人数40法人のうち、報告書の提出を行った農地所有適格法人数は29法人となっており、その下の督促を行った農地所有適格法人数は5法人で記載のとおり対応しました。

「4 情報の提供等」は、点検項目の一番下の段の「農地台帳の整備」については、実施状況として整備対象面積4,287ヘクタール、データ更新を農地法の許可や農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他農地基本台帳申告書等の提出があった場合は、それらを踏まえて、随時更新しています。

次に、14ページをお願いします。Ⅶの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、特に要望・意見等はありませんでした。

最後に、Ⅷの「事務の実施状況の公表等」ですが、「1 総会等の議事録」やひとつ飛んで「3 活動計画の点検・評価」についてはホームページにて公表を行っています。また2の「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、昨年度は千葉市長あてに「農業の成長産業化」「農業者の所得向上」などに市が取り組む必要性を述べ、特段の措置を講じるよう要望しました。

続きまして、議案書を戻っていただきまして、3ページをお願いします。

ここからは、別紙様式1「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。

Iの「農業委員会の状況」については、1の「農家・農地等の概要」及び2の「農業委員会の現在の体制」については、記載のとおり

りです。

次に、4ページをお願いします。

Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

1 現状及び課題ですが、管内の農地面積は3,570ヘクタール、これまでの集積面積は565.27ヘクタール、集積率は15.83%となっています。

また、「課題」は、地域の貸し出し可能な農地と地域の担い手の情報の収集とそのマッチングが必要としています。

2の令和3年度の目標及び活動計画では、集積面積を575.27ヘクタールとし、そのうち新規集積面積を10ヘクタールとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に、Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

1の「現状及び課題」のうち上段の新規参入の状況については、記載のとおりです。その下の課題については「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。

次に、2の令和3年度の目標及び活動計画では、「参入目標数」として、7経営体、参入目標面積を2.8ヘクタールとしました。

「活動計画」については、記載のとおりです。

次に5ページをお願いします。

Ⅳ「遊休農地に関する措置」についてです。

1 現状及び課題ですが、「管内の農地面積」は、3,570ヘクタールのうち「遊休農地面積」は、48ヘクタールで、割合は1.34%です。

「課題」については、再生利用可能な遊休農地及び不作付地の担い手への集積を進める必要がある。遊休化の恐れのある農地の未然防止のための施策を講じる必要があるとしています。

次に、「2 令和3年度の目標及び活動計画」ですが、「目標」は遊休農地の解消面積を10ヘクタール、過去の実績を勘案して設定しました。その下の「活動計画」については、記載のとおりです。

次にⅤ「違反転用への適正な対応」です。

「1 現状及び課題」は、記載のとおりです。

「2 令和3年度の活動計画」ですが、①農地のパトロールの実

	<p>施、②違反転用防止啓発リーフレットの配布、③違反転用防止月間を設け、農地パトロールの強化を挙げています。</p> <p>以上、活動計画及び活動の点検・評価は、この総会で決定いただいたのち、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
横山委員	<p>遊休農地に関する措置に関する評価で令和2年度の実績として目標が達成できなかったことを踏まえ、令和3年度の目標を設定されたかと思いますが、具体的な違いがあれば教えてください。</p>
事務局	<p>遊休農地の発生防止につきましては、千葉県の事業の他、市の単独事業も活用して解消を進めていきたいと考えております。</p>
横山委員	<p>引き続き同様の施策を展開していくということでしょうか。</p>
事務局	<p>農地利用状況調査については従前どおり実施する予定ですが、農地利用意向調査について新規の耕作放棄地のみに実施していたものを、これまでの耕作放棄地も含めて実施するよう変更する予定です。</p>
秋庭委員	<p>遊休農地面積とは何を基にしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>年1回の農地利用意向調査により把握しております。これは自己申告ではなく農地利用最適化推進委員の確認により、耕作放棄地が見られた場合は遊休農地面積として計上しています。農地利用意向調査は引き続き実施していく予定です。</p>
長谷川委員	<p>農地所有適格法人の件で、報告書を未提出の法人に対する罰則はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>報告書提出農地所有適格法人には活動休止中の法人等も含まれ</p>

	<p>ており、また事業実施年度の区切りの関係で29法人となっておりますが、実態として提出がなかったのは3法人のみです。</p> <p>また、罰則については強化される方向に進んでいますので、これまで以上に訪問の頻度を増やすことなどにより、罰則が適用される法人がないようにしていきたいと考えております。</p>
長谷川委員	<p>罰則とはどのようなものでしょうか。</p>
事務局	<p>督促をしても報告書が提出されない法人に対しては過料を科す旨の方針が示されています。金額については把握しておりませんが、定められた上限金額の範囲で裁判所が判断することとなります。</p>
秋庭委員	<p>さきほどの説明における事業実施年度の区切りとは何ですか。</p>
事務局	<p>決算終了月の3か月以内に提出をお願いしていますので、決算終了月が3月の場合、6月までに提出いただくこととなります。提出がなければ督促等を行うこととなります。</p>
楯本委員	<p>農地の利用最適化の中では、担い手への農地利用集積・集約化は多くを占めるものだと思います。また、国・県・市が一体となって農地中間管理事業を推進することになっています。担い手への農地利用集積・集約化におけるこれまでの集積面積のうち、農地中間管理事業により集積された面積はどのぐらいでしょうか。</p> <p>次に、令和3年度活動計画には「人・農地プラン」における地域での話し合いを進めるとありますが、令和2年度においてはどのぐらいの集落が「人・農地プラン」を策定したのでしょうか。また、目標値はどのぐらいでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、令和2年度に農地中間管理事業により集積された面積については約22ヘクタールです。</p> <p>次に「人・農地プラン」については令和2年度に5つの地域において実質化された「人・農地プラン」が策定されました。目標値については特に定めておりません。</p>
楯本委員	<p>わかりました。いずれにしても現在農地中間管理事業を推進することが求められています。そのためにもう少しリーフレット等を配布したり、農業委員会だよりに掲載したりして周知を図って</p>

<p>深谷委員</p>	<p>ほしい旨要望します。</p> <p>統計的なことですが、耕地面積の経営耕地面積との差、農地台帳面積との差の内容、また経営耕地面積に対する集積面積及び集積率、「人・農地プラン」が策定された地区名についてわかれば教えてください。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>事務局は後程調べてお答えいただければと思います。</p> <p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第7号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の16ページまでに1件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の18ページまでに15件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>楯本委員</p>	<p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の24ページまでに44件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の25ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の26ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の28ページまでに17件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）」は、1件ございました。</p> <p>内容につきましては、4月の総会で審議されたもので、4月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>報告第1号について届出土地に記されている土地は、いずれも農</p>
-----------------------------------	--

	<p>地中間管理事業を使っている筆という解釈でよいでしょうか。</p>
事務局	<p>本件は農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化に伴い、転貸者としての地位を農地利用集積円滑化事業の実施主体である事業者から農地中間管理機構が承継するため、転貸者を一括して行うにあたっての届出となります。</p>
梶本委員	<p>農地利用集積円滑化事業の実施主体である事業者から農地中間管理機構に移行されたということでしょうか。</p>
事務局	<p>貸借期間の満了時期が近いものについては従前から個別に議案として上程して審議いただいて移行を進めておりますが、移行期間が先のものについては一括して承継することが法律で認められておりますので、それに沿って手続きをしたものです。</p>
梶本委員	<p>そうすると届出人が担い手にこれらの土地を斡旋することが可能になるということでしょうか。</p>
事務局	<p>これまで農地利用集積円滑化事業で行っていたものをそのまま承継するという事なので、両方決まった状態で承継されることとなります。</p>
梶本委員	<p>農地利用集積円滑化事業の実施主体である事業者が届出人との契約が済んでいるということですね。わかりました。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第2回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午前10時48分)</p>